

京都市告示第 12 号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の徴収及び収納事務を委託します。

令和7年4月1日

京都市長 松井 孝治

- 1 京都市公金収納受託者の名称及び事務所の所在地
サントリーパブリシティサービス株式会社 代表取締役 千 大輔
東京都江東区豊洲3-2-24 豊洲フォレシア16階
- 2 徴収及び収納事務を委託した歳入の種類
京都市美術館の観覧料及び音声ガイド使用料
- 3 京都市公金収納受託者として指定した日
令和7年4月1日
- 4 徴収及び収納事務を委託した日
令和7年4月1日

(美術館)